

女性タクシードライバー確保支援補助金審査会運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性タクシードライバー確保支援補助金審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、具体的には、女性タクシードライバー確保支援補助金に応募があった事業について、事業内容の妥当性について面接方式により審査を行い、補助事業として適当なものを選定するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、地域振興部長が任命する。

2 委員の任期は、任命された日から任命された日の属する年度の9月末日までとする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 審査会の会議は、地域振興部交通政策課長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員の合議により決する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、鳥取県地域振興部交通政策課において行う。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表

所属	役職	氏名
鳥取大学 工学研究科 社会基盤工学専攻	教授	谷本 圭志
鳥取県ハイヤータクシー協会	専務理事	橋本 孝之
中国運輸局 鳥取運輸支局	支局長	藤原 徳行
元気づくり総本部女性活躍推進課	課長	藤田 博美
鳥取県地域振興部	部長	高橋 紀子